

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための礎であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

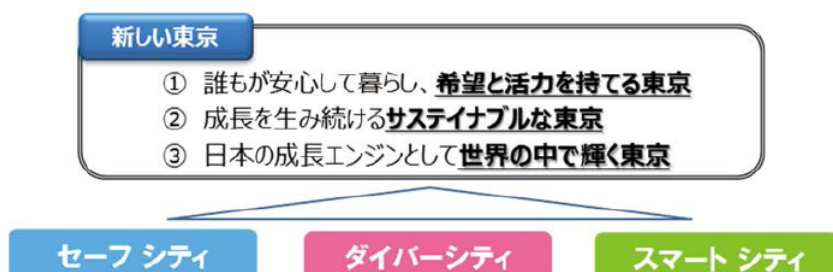


図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版(2017年1月)」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動(カーボンマネジメント)」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信(エンゲージメント)」の5つとしている。

4. 日本武道館の概略

本評価書案の対象である日本武道館の概要は、表 4-1 及び表 4-2 に示すとおりである。

公益財団法人日本武道館が運営する日本武道館は、昭和 39 年の創建以来、武道の普及振興を目的とした各種武道大会や、書道の普及奨励事業、また、国家行事や教育・スポーツ・社会・文化・芸能・産業振興等の行事に幅広く利用されてきた。

また、昭和 39 年の第 18 回オリンピック競技大会においては、柔道会場として使用された歴史的経緯を持つ施設である。

東京 2020 大会では、オリンピックの柔道及び空手、パラリンピックの柔道の会場として利用される計画である。

表 4-1 会場の概要（日本武道館）

項 目	内 容
競技	オリンピック：柔道、空手
	パラリンピック：柔道
【イメージ図】	
	
出典：（公財）日本武道館提供資料	

表 4-2 日本武道館の概要（予定）

項 目	本館（既存改修）	中道場棟（増築）
所 在 地	東京都千代田区北の丸公園 2 番 3 号	
地 域 地 区	用途地域：第一種住居地域 防火地区：準防火地域	
計 画 地 面 積	約 16,180m ²	
建 築 面 積	約 8,420m ²	約 1,480m ²
延 床 面 積	約 21,460m ²	約 3,070m ²
最 高 高 さ	42.0m	約 8m
施 設 用 途	観覧場	練習道場、事務所、食堂・ホール
駐 車 台 数	附置義務台数 59 台	
工事予定期間	平成 31 年度～平成 32 年度	平成 30 年度～平成 31 年度

注1)（公財）日本武道館へのヒヤリングに基づき作成。

2) 計画地面積は、皇居外苑（北の丸地区）内で日本武道館が使用許可を得ている範囲の面積を示す。

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1(1)～(5)に示すとおりである。

なお、本実施段階環境アセスメントは、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に基づき、日本武道館の整備主体である(公財)日本武道館の協力のもと、東京 2020 大会の開催都市である東京都が実施したものである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
1. 土壌	計画地の一部は、土地利用の履歴等による調査結果によると土壌汚染のおそれがあると判断されたため、土壌汚染状況調査を実施した結果、鉛が検出された。そのため、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）に則り、適切な土壌汚染対策を実施する計画としている。 また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。
2. 緑	事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して日本在来の樹種を選定する計画としている。 本事業の緑化計画は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成 12 年東京都条例第 216 号）及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。また、植栽樹種は、周辺の既存樹木を考慮して選定する計画としている。 以上のことから、評価の指標（法令等の緑化面積基準等）は満足するものと考える。
3. 自然との触れ合い活動の場	[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度] 事業の実施に当たっては、既存樹木に配慮し、建物や園路の配置を工夫することで、ヒマラヤスギの大樹等を保存する計画とした。また、事業の実施に伴い、要注意外来生物であるトウネズミモチを含む高木のほか植栽樹木は伐採されるが、移植に適した中低木は公園内に移植する計画としている。また、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じない。緑化計画は、東京における自然の保護と回復に関する条例及び千代田区緑化推進要綱に基づく手続きを満たす計画としている。今後の緑化検討においては、千代田区及び東京都の関係機関と協議のうえ、適切に緑地を確保する計画としている。 以上より、計画地を含めた周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持されることから、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）は満足するものと考える。 [自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度] 事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用、工事用車両の不要なアイドリングの防止等のミティゲーションを実施することにより、その影響を低減する。 以上より、周辺地域における自然との触れ合い活動の現況は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考える。 [自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度] 事業の実施における工事用車両の走行については、近接する自然との触れ合い活動の場への利用経路が駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。 皇居外苑北の丸地区（北の丸公園）内の園路は来園者の利用があるが、工事用車両は園路を占有することはない。さらに、来園者、計画地周辺の散策やジョギング等による自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた、一般歩行者の通行に支障を与えないよう、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定である。 以上より、周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路は維持され、評価の指標（自然との触れ合い活動の場及び人と自然との触れ合い活動の現況）を満足するものと考える。

表 5-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
4. 史跡・文化財	[会場事業地内の文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度] 計画地周辺には、国指定重要文化財等が存在するが、計画地内には、指定（登録）文化財等は存在しないため、これらの文化財等の現状変更や損傷等が生じることはないことから、評価の指標（「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること）を満足するものと考える。 [文化財等の周辺の環境の変化の程度] 本事業は、既設の本館の改修及び本館の隣接地に中道場棟を増築するものであり、計画地周辺の文化財等に影響を及ぼすような周辺環境の変化は生じないことから、評価の指標（「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること）を満足するものと考える。 [埋蔵文化財包蔵地の改変の程度] 計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがある。そのため、埋蔵文化財包蔵地を改変する工事に先立ち、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じている。 なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲においても、工事中に埋蔵文化財が確認される可能性がある。工事中に新たな埋蔵文化財が確認された場合には、都教育委員会、区教育委員会へ遅滞なく報告し、文化財保護法に基づき適切に対処する計画としている。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、評価の指標（「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること）を満足するものと考える。 [会場事業計画地周辺の文化財等の保護・保全対策の程度] 事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。工事の実施による振動については、低振動型建設機械の使用等により計画地周辺の振動の低減に努める計画としている。 以上のことから、事業計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、評価の指標（「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること）を満足するものと考える。 [文化財等の回復の程度] 事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じない。計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地については、中道場棟の増築に伴い、改変されるおそれがあるが、都教育委員会、区教育委員会との協議を行い、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には記録保存する計画としていることから、評価の指標（「文化財等の保存及び管理に支障が生じないこと」とし、文化財保護法等に定める現状変更の制限、発掘等に関する規定を遵守すること）を満足するものと考える。
5. 水利用	本事業は、日本武道館の現施設の改修及び増築を行うものである。 東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、トイレ洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を要請している。本事業は、「水の有効利用促進要綱」の対象外のため、現時点では雨水利用及び循環水（中水）利用の計画はないが、上水使用量の節約を図るための節水の取組を予定している。 以上のことから、事業の特性に応じた節水対策は講じられており、評価の指標（標準的な節水対策（節水機器の設置等））は満足するものと考える。

表 5-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
6. 廃棄物	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] ア．建設発生土の発生量 建設発生土については、東京都建設発生土再利用センターへ運搬して再利用を図る。 以上のことから、評価の指標（「建設リサイクル推進計画 2014」の平成 30 年度の目標値）を満足するものとする。 イ．建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る（（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊）再資源化率 99%以上、（建設発生木材）再資源化等率 95%以上、（建設汚泥）再資源化等率 90%以上、（建設混合廃棄物）排出率 3.5%以下、再資源化・縮減率 60%以上、（建設廃棄物全体）再資源化等率 96%以上）。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。 以上のことから、評価の指標（「建設リサイクル推進計画 2014」の平成 30 年度の目標値）を満足するものとする。 [施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等] 施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所（約 28m²）の設置を行い、東京都廃棄物条例に基づき適切に処理・処分を行う計画（再利用・再資源化率 86%）とする。 なお、分別にあたっては、千代田区の分別方法に従い、紙類、びん、缶、ペットボトル等は、資源として分別回収を行う。 以上のことから、「第 3 次千代田区一般廃棄物処理基本計画」の目標とする資源化率 69%及び既存施設における資源化率 86%を満足し、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものとする。
7. エコマテリアル	建設工事にあたっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定）等に基づき、建設資材等の環境物品（高炉セメント、フローリング、断熱材等）の調達や環境影響物品の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の水準）を満足するものとする。
8. 温室効果ガス	施設の運営における温室効果ガス排出量は約 1,680t-CO₂/年以下であり、排出量原単位は 68.6kg-CO₂/m²・年以下と予測する。 計画施設では、LED 照明の導入の他、改修建築物ではヒートポンプ給湯器への更新、エアカーテンの新設、新築建築物では庇の出た意匠、ヒートポンプ空調機の設置等により、効率的利用を行う計画としている。 以上のことから、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、都内大規模事業所の平成 26 年度実績平均値と比較しても温室効果ガスの排出量を削減しており、評価の指標（東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策及び都内大規模事業所の地球温暖化対策計画書等をもとに集計された「東京都★省エネカルテ」の平成 26 年度実績平均値 78.8kg-CO₂/m²（用途：文化））は満足するものとする。
9. エネルギー	施設の運営におけるエネルギー使用量は約 32,930GJ/年以下であり、使用量原単位は 1,342MJ/m²・年以下と予測する。 計画施設では、LED 照明の導入の他、改修建築物ではヒートポンプ給湯器への更新、エアカーテンの新設、新築建築物では庇の出た意匠、ヒートポンプ空調機の設置等により、効率的利用を行う計画としている。 以上のことから、事業活動に伴って生ずるエネルギー使用量を把握し、必要な措置を講じて、都内大規模事業所の平成 26 年度実績平均値と比較してもエネルギー使用量を削減しており、評価の指標（東京都が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策及び都内大規模事業所の地球温暖化対策計画書等をもとに集計された「東京都★省エネカルテ」の平成 26 年度実績平均値 1,892MJ/m²（用途：文化））は満足するものとする。

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
10. 安全	[危険物施設等からの安全性の確保の程度] 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から約 480m の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。 また、計画建築物では、停電の際のバックアップ用として、自家発電設備を設置し、燃料は軽油を使用する計画であるが、歩行者動線とは離れた位置にある設備置場（囲いによって外部と分断されたスペース。）に適切に保管することから、安全性は高いものと考えられる。 以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等）は満足するものとする。 [移動の安全のためのバリアフリー化の程度] 計画建築物は、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、施設内の整備を図り、設備等においてもバリアフリー対応計画を踏まえた設置を行う。このことにより、本館については、既存の状況よりもバリアフリー化の程度が向上し、中道場棟については、必要なバリアフリー化が確保できるものとする。 また、都としては「2020 年に向けた実行プラン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の都道のバリアフリー化が完了する計画である。 なお、アクセスや移動、アメニティ（座席等）、表示サイン等については、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」も踏まえた整備等を行う。 以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している目標等）は満足するものとする。 [電力供給の安定度] 計画建築物の電源は、本館において 6.6kV にて二回線で受電し、中道場棟へは本館受・配電室より高圧供給を行う。また、停電の際のバックアップ用として、中道場棟に自家発電設備を新設する。その他、蓄電池設備や建築基準法に従った雷保護設備の更新等を行う。 以上のことから、評価の指標（受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていること）は満足するものとする。
11. 消防・防災	[耐震性の程度] 本事業は、本館については、構造設計指針（東京都財務局）に基づいた耐震安全性の分類Ⅲを満足したうえで、防火、避難の安全性の向上を目的とした改修（天井の耐震化）を行うものである。また、中道場棟については、構造設計指針（東京都財務局）に基づき、耐震安全性の分類Ⅱを満足する設計としている。 以上のことから、千代田区及び東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標（関連法令等の耐震基準、地域防災計画の目標との整合性、防火基準）は満足するものとする。 また、北の丸公園のうち日本武道館より南東の範囲は、千代田区の「災害時退避場所」となっており、災害時には建物からスムーズに避難したのち、退避場所に移動が容易であり、安全性は確保され则认为。 [防火性の程度] 本事業は、本館の防火・避難の安全性の向上を目的とした改修（排煙設備の設置等）及び中道場棟の増築を行うもので、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火建築物として基準を満足する計画となっていることから、防火性は確保される。 以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標（関連法令等の耐震基準、地域防災計画の目標との整合性、防火基準）は満足するものとする。

表 5-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	評価の結論
12. 公共交通へのアクセシビリティ	計画地までの主なアクセス経路として、九段下駅から都道 302 号新宿両国線を経て田安門橋を利用する経路、都道 302 号新宿両国線、田安門交差点に架かる歩道橋を経て田安門橋及び北の丸公園の園路を通る経路がある。 バス停から計画地までの主なアクセス経路は、九段下バス停から都道 302 号新宿両国線を経て田安門橋及び北の丸公園の園路を通る経路、都道 302 号新宿両国線、田安門交差点に架かる歩道橋を経て田安門橋及び北の丸公園の園路を通る経路がある。 鉄道駅及びバス停から計画地までのアクセス経路は、工事用車両の走行ルートとは重ならない。また、工事用車両は、計画地が位置する北の丸公園の園路を占有することはないが、北の丸公園の車道を走行することが想定されることから、北の丸公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を行う計画としている。 したがって、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、工事の実施及び工事用車両の走行に伴うアクセス性の変化は小さいことから、評価の指標（アクセス性が確保されていること）を満足するものとする。
13. 交通安全	工事用車両は、主に首都高速都心環状線や特別区道千第 229 号（代官町通り）から北の丸公園内の車道を経て計画地へ出入場することが想定される。 工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ形式の歩道や横断防止柵等が整備されており歩道と車道が分離されている。また、首都高速都心環状線は、車両専用道路である。 工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する計画とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する計画としている。また、工事用車両は、計画地が位置する北の丸公園の園路を占有することはないが、北の丸公園の車道を走行することが想定されることから、北の丸公園内の一般来園者の通行ルートと工事用車両の走行ルートが重複する区間については、道路保安用品による歩車分離等も含めた交通安全対策の実施や交通整理員の適切な配置を行う計画としている。 以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）は満足するものとする。

6. 日本武道館に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容		
(4) 日本武道館	会場の概要	施設計画の具体化に伴い、配置計画、設備配置等を整理した。また、本館の改修に加えて、中道場棟の増築の計画を追加した。(p. 15～22 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 33 参照) 現時点では、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。(p. 33 参照)
(4) 日本武道館	環境影響評価の項目	「大気等」「騒音・振動」「交通渋滞」については、開催前の工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う影響は、ほとんどないと考えられることから選定しなかった。(p. 34 及び 35 参照) 計画地内において土壌汚染のおそれがあると判断されたため、土壌汚染状況調査を実施した結果、汚染土壌が検出されたため、「土壌」を選定した。(p. 34 参照) 環境局長審査意見書等を踏まえ、「緑」「自然との触れ合い活動の場」「安全」「消防・防災」については、開催後の設備等の持続的稼働に伴う環境影響要因も対象とした。(p. 34 及び 35 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」の開催前の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから対象としなかった。(p. 35 参照)
8. 調査等の手法 8.2.4 日本武道館		
(2) 緑	調査方法	環境局長審査意見書を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 61 及び 62 参照)